



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料
配布日 平成31年 2月27日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ
岡山県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

高梁川で初めて「河川協力団体」を指定しました。 ～指定証の伝達式を行います～

平成25年度に創設された「河川協力団体」に、岡山河川事務所管内において、今年度、新たに1団体指定しました。

今回の指定により、岡山河川事務所管内の「河川協力団体」は、吉井川1団体、旭川1団体、高梁川1団体の計3団体となりました。

岡山河川事務所では、指定証の伝達式を下記日程により行います。

記

開催日時 平成31年 3月 4日（月）10:00～

開催場所 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

指定団体 水江の渡し跡公園

主な活動内容 高梁川河川敷において、地区民の発展と憩いの場を提供する目的で、清掃・除草、及び自然環境の保護などの活動を実施し、河川環境の保全と維持管理に努めています。

※取材を希望される際は、事前に下記問い合わせまで御連絡ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所
TEL (086)223-5101
FAX (086)222-7835



【担当】

副所長(技術)

つねやす まさひろ
常保 雅博

(内線205)

■中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(平成30年度に指定した団体)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 26 号	平成31年2月27日	水江の渡し跡公園	岡山県倉敷市水江1598番地	高梁川	高梁川	左岸: - 右岸: 岡山県倉敷市水江地先(9k250)	左岸: - 右岸: 岡山県倉敷市水江地先(9k150)

水江の渡し跡公園 指定番号第26号

河川協力団体活動状況(高梁川水系 岡山河川事務所)

「水江の渡し跡公園」は、昭和2年から90年続いた高梁川を往来する渡し船「水江の渡し」の歴史を次世代に継承していく為に活動している団体です。

主な活動として、水江の渡し跡周辺において、地域住民(倉敷市民)の発展と憩いの場を提供する目的で、水江の渡し跡の碑、渡船場跡、桜・巨木周辺の清掃・除草、及び自然環境の保護などの活動をしています。

活動場所・主な活動内容



河川敷の清掃・除草状況

河川協力団体制度の概要

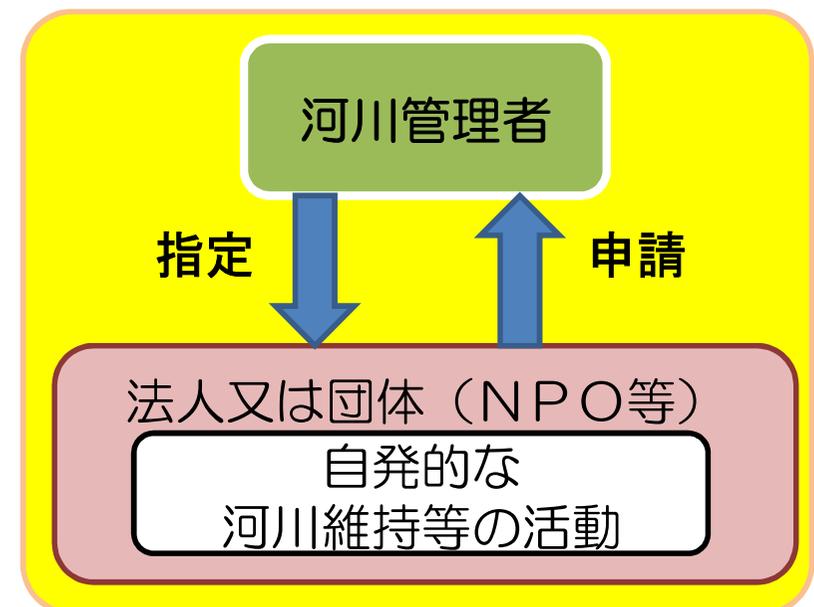
参考

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法	第58条の8	（河川協力団体の指定）
	第58条の9	（河川協力団体の業務）
	第58条の10	（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
	第58条の11	（監督等）
	第58条の12	（情報の提供等）
	第58条の13	（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

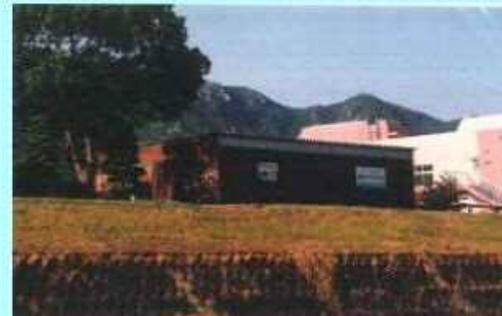
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例 (太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例 (佐波川)

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

① 「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

② 「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備

魚道の改良